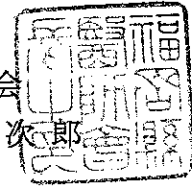




福岡医発第930号(情)
平成15年8月8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原敬次郎



平成16～18年度医療施設等施設・設備整備費補助金
に係る事業計画について

残暑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記補助事業につきまして、福岡県保健福祉部より通知がありましたので、ご参考までお知らせいたします。

本件は、国、県の予算の関係上、該当する補助事業の計画予定を把握するために、事業計画書等の提出を求めるものであります。

つきましては、貴職におかれましてもご丁知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、標記補助事業につきましては、直接、福岡県医療指導課より8月1日(金)に関係医療施設に照会済みとのことです。

15医師医第27号の20
平成15年7月25日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)



平成16～18年度医療施設等施設・設備整備費補助金に係る事業計画
について

このことについて、別紙のとおり照会しておりますので、会員への指導方よろしく願
いします。

福岡県保健福祉部
医療指導課医務係
担当：稲永
TEL 092-643-3273



照会回答要領

医療施設等施設・設備補助金に係る平成16年～18年度の計画を把握する必要がありますので、次の要領で御回答くださるようお願いします。

1 配布書類

配布書類は、①補助事業一覧表、②補助金事業計画上の留意点、③補助希望概要書です。

①『補助事業一覧表』中の「補助内容」と「主な補助条件」、②『補助金事業計画上の留意点』を御理解の上、平成16～18年度において補助を希望する計画がある場合、次の2及び3に従って書類の御提出をお願いします。（計画がない場合は回答不要です。）

2 第1回提出（補助希望概要書1又は2）

補助を希望する場合、平成15年8月25日（月）までに「補助希望概要書1」（近代化を除く。）又は「補助希望概要書2」（近代化の場合）を管轄の保健所に提出下さい。

その際、第2回提出に必要な様式等をお渡しします。

3 第2回提出

平成15年9月12日（金）までに次の書類を管轄の保健所に提出下さい。

○平成16年度事業の場合

①様式（計画書）

②施設整備事業費内訳（設備整備の場合は不要）

③施設整備…平面図・見積書等 設備整備…見積書・カタログ等

④別添2「平成16年度事業の説明」

○平成17・18年度事業の場合

①様式（計画書）（記入できる範囲で結構です。）

補 助 事 業 一 覧 表

事 業 名	補 助 内 容	主 な 補 助 条 件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者、内線	照会先	保健所等 の意見
①ガン診療施設 施設整備事業	がん診療施設として必要な診療棟及びがん専門病棟の新築、増改築に要する工事費の補助	公的病院（註1）	1-9 2 (P.1)	医療指導課 医 務 係 稲永 3143	病院（国立・県立を除く。）	要
②ガン診療施設 設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機械及び臨床検査機械等の備品購入費の補助	公的病院	3-12 (P.5)			
③医学的リハビリテーション施設 施設整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な機能訓練棟、診療棟の新築、増改築に要する工事費の補助	公的病院	1-10 2 (P.7)			
④医学的リハビリテーション施設 設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機械の備品購入費の補助	公的病院	3-13 (P.11)			
⑤共同利用施設 施設整備事業	共同利用施設として必要な診療棟及び病棟の新築、増改築に要する工事費の補助	事前に共同利用施設として圏域内の医師会の同意を得た病院、地域支援病院	1-15 2 (P.13)			
⑥共同利用施設 設備整備事業	共同利用施設として必要な医療機器の購入費の補助	事前に共同利用施設として圏域内の医師会の同意を得た病院、地域支援病院	3-17 (P.17)			
⑦遠隔医療設備整備 補助事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の購入費	情報通信機器を活用により、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医が助言を行う、遠隔医療（テレパソロジー・テレラジオロジー（註3））を実施する医療機関 注）計画書（別紙様式）は、支援側、依頼側（診療所でも可。）それぞれが提出してください。ただし、同一法人の施設間の事業の場合はまとめてください。なお、県外の施設は対象になりません。	－ (P.19)		病院（国立・県立を除く。） へき地診療所を有する市町村（註2）	
	同 上	医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔医療を実施する医療機関				

註1 公的病院：市町村立病院、日赤、済生会

註2 へき地診療所を所有する市町村：北九州市、福岡市、新宮町、小石原村、犀川町

註3 テレパソロジー……遠隔病理診断。遠隔地にいる病理医に病理画像（顕微鏡像、超音波、心電図等）を伝送して診断を行うもの。
テレラジオロジー……遠隔放射線診断。遠隔地にいる放射線科医にX線、CT、MRI等の画像を伝送して診断を行うもの。

- 1 -

補 助 事 業 一 覧 表

事 業 名	補 助 内 容	主 な 補 助 条 件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者、内線	照会先	保健所等 の意見
⑧医療施設近代化 施設整備事業 (一般病床及び療養病床)	病院施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費 ※整備区域の整備後の病床数は、1病院150床（公的医療機関及び持ち分のない法人は300床）を限度	1 病床数を10%以上の削減 2 建築後概ね30年以上経過 3 病室面積1床6.4㎡、病棟面積1床18㎡以上 4 手すり、スロープの設置 5 バス、トイレ付きの個室整備 6 ナースステーションの拡充 7 1病棟あたりの病床数は、最低20床、上限60床	1-17 2 (P.20) ※	医療指導課 医 務 係 稲永 3143	病院（国立病院・県立病院・市町村立病院を除く。）	要
⑨医療施設近代化 施設整備事業 (精神病床)	同 上	同 上	同上	障害者福祉課 精神保健福祉係 加藤 3110		
⑩医療施設近代化 施設整備事業 (結核病床)	結核患者の療養環境・衛生環境の改善のための結核病棟又は結核病室の改修等の工事費	1 病床数を10%以上の削減（条件あり） 2 建築後概ね30年以上経過 3 病室面積1床6.4㎡、病棟面積1床18㎡以上	1-17-2 2 (P.23) ※	健康対策課 結核感染症係 石橋 3126		
⑪医療施設近代化 施設整備事業 (療養病床療養環境改善事業)	機能訓練室、患者食堂、浴室の全部又は一部の改修等の工事費	1 病室の整備を伴わないこと 2 整備後は完全型の基準を満たすこと（廊下幅を除く。）	1-19 2 (P.26) ※	医療指導課 医 務 係 稲永 3143		

※各近代化事業の計画書作成にあたっての留意事項は共通（様式集P.28）

補 助 事 業 一 覧 表

事業名	補助内容	主な補助条件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者、内線	照会先	保健所等 の意見
⑫人工腎臓不足地域 設備整備事業	人工腎臓の購入費	人工腎臓不足地域（直方・鞍手、久留米医療圏を除く）	— (P.33)	医療指導課 医 務 係 稲永 3143	（国立・県立病院を除く。）	要
⑬院内感染対策 施設整備事業	病室の個室整備に必要な工事費	1 院内感染対策講習会への参加 2 バス・トイレ付きの個室 3 1病棟に1室	1-22 2 (P.35)	医療指導課 医療指導係 松尾 3145		
⑭看護師勤務環境改善 施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながるナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の新設、増改築に要する工事費	1 改善検討委員会の設置等 2 独自の離職防止対策の実施 3 看護師充足率 100 % 以上	6-3 6-4 (P.38)	医療指導課 稲永 3143		
⑮看護師宿舎 施設整備事業	病院における看護職員のための宿舎の個室化整備（新築・増改築）に要する工事費	同 上	7-3 7-4 (P.46)			
⑯小児医療施設 施設整備事業	小児医療施設として必要な診療棟及び小児専用病棟の新築、増改築等の工事費	知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児医療施設の施設整備事業に対して県が補助する事業	1-1 2 (P.54)	児童家庭課 母子保健係 中島 3095		
⑰小児医療施設 設備整備事業	NICUを含む医療機器の購入	知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児医療施設の設備整備事業に対して県が補助する事業	3-1 (P.57)			
⑱周産期医療施設 施設整備事業	周産期集中強化治療室として、必要な各部門の新築、増改築等の工事費	1 知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設の施設整備事業に対して県が補助する事業 2 母胎胎児の集中治療を確保できる機能、病床の確保 3 24時間診療体制の確保	1-2 2 (P.58)			
⑲周産期医療施設 設備整備事業	1 PICUに必要な医療機械購入費 2 ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費	知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設の設備整備事業に対して県が補助する事業	3-2 (P.61)	薬 務 課 生産指導係 竹石 3185	不 要	
⑳治療施設 施設整備事業	治療施設として必要な各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費	次に掲げる治療管理部門の拡充整備 1 治療専門外来（外来診察室、処置室、検査室等） 2 治療管理部門 ・事務部門（治療事務室、治療審査委員会事務室） ・相談部門（治療依頼相談室、被験者相談室） ・その他（諸記録保管室、治療薬保管・管理室、調剤室等）	— (P.62)			

補 助 事 業 一 覧 表

事業名	補助内容	主な補助条件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当省、内線	照会先	保健所等 の意見
21 研修医のための 研修施設整備事業	研修棟として必要な講義室、視聴覚部門、仮眠室等の新築、増改築に要する工事費	公私立医科大学付属病院、公私立歯科大学附属病院、臨床研修指定病院（別紙2参照）	3 4 5 (P.65)	医療指導課 医 務 係 大井 3143	左の病院	不 要
22 臨床研修病院 施設整備事業	外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費	公私立医科大学付属病院、臨床研修指定病院（別紙2参照）	3 4 5 (P.72)			
23 歯科教育病院 設備整備事業	臨床教育用歯科医療機器及び庁用備品の購入費	大学付属病院、臨床研修指定病院のうち、歯科医師法に基づく臨床研修を卒業2年以上行う病院	3-30 (P.82)			
24 医療施設耐震工事等 施設整備事業	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費	「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」において調査対象となった医療施設	1-22-2 (病院) 又は 1-22-3 (診療所) 2 (P.83)	医療指導課 医 務 係 稲永 3143	左の病院・診療所	要

補 助 事 業 一 覧 表

事 業 名	補 助 内 容	主 な 補 助 条 件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者、内線	照会先	保健所等 の意見
25 へき地診療所 施設整備事業	診療所及び医師・看護師住宅の新築、 増改築に要する工事費	へき地診療所	1-2 2 (P.84)	医療指導課 地域医療係 満保 3145	市 ・ 町 ・ 村	要
26 へき地診療所 施設整備事業	医療機器の購入費	へき地診療所	3-2 (P.89)			
27 過疎地域等特定診療所 施設整備事業	眼科、耳鼻咽喉科、歯科の診療所及び 医師・看護師住宅の新築、増改築に要す る工事費	市町村が行う事業に県が補助する事業	1-4 2 (P.90)			
28 過疎地域等特定診療所 施設整備事業	医療機器の購入費	同 上	3-7 (P.94)			
29 へき地患者輸送車 整備事業	患者輸送車（マイクロバス、ワゴン） の購入費	市町村が行う事業	3-3 (P.96)			
30 休日夜間急患センター 施設整備事業	新築、増改築に要する工事費	市町村が行う事業に県が補助する事業	1-5 2 (P.100)			
31 休日夜間急患センター 施設整備事業	医療機器の購入費	同 上	3-9 (P.103)			
32 病院群輪番制病院 施設整備事業	病院群輪番制病院として必要な部門の 新築、増改築に要する工事費	1 市町村が行う事業に県が補助する事業 2 民間病院が行う事業に対し市町村が補助 する事業に対して県が補助する事業	1-6 2 (104)			
32 病院群輪番制病院 施設整備事業	病院群輪番制病院として必要な医療機 器、心電図受信装置、CCU（心臓病）専 用医療機器、SCU（脳卒中）専用医療機 器の購入費	同 上	3-10 (P.107)			

- 5 -

補 助 事 業 一 覧 表

事 業 名	補 助 内 容	主 な 補 助 条 件	様式番号 (頁)	問い合わせ先 担当者、内線	照会先	保健所等 の意見
33 救命救急センター 施設整備事業	救命救急センターとして必要な部門の 新築、増改築に要する工事費	救命救急センター	1-7 2 (P.108)	医療指導課 地域医療係 満保 3145	左 の 病 院	要
34 救命救急センター 設備整備事業	救命救急センターとして必要な医療機 器、重傷熱傷患者用備品、心電図受信装 置、ドクターカー、ドクターカーに搭載 する医療機器等、CCU（心臓病）専用医 療機器、SCU（脳卒中）専用医療機器の 購入費		3-11 (P.111)			
35 高度救命救急センター 設備整備事業	医療機器（広範囲熱傷、指肢切断、急 性中毒）の購入費		3-11 (P.111)			
36 地域災害医療センター 施設整備事業	地域災害医療センターとして必要な部 門の新築、増改築及び補強に要する工事 費	地域災害医療センター	1-21 2 (P.112)			
37 地域災害医療センター 設備整備事業	医療機器の購入費		3-19 (P.118)			

- 6 -

補助希望概要書 1 (医療施設等施設・設備整備事業)

(平成16年度～平成18年度)

病 院 名	
所 在 地	
開 設 者	
担 当 者	
連 絡 先	所属 TEL

1 施設整備事業

事業名 (整備事業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	図面等(有、無) 見積書(有、無)		

事業名 (整備事業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	図面等(有、無) 見積書(有、無)		

2 設備整備事業

事業名 (整備事業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	カタログ等(有、無) 見積書(有、無)		

事業名 (整備事業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画の有無			
工事費			
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計画状況	カタログ等(有、無) 見積書(有、無)		

(注) 近代化施設整備事業についてのみ、事業計画概要書2(医療施設近代化施設整備)に記入の上、提出してください。

補助希望概要書 2 (医療施設近代化設備整備)

(平成16年度～平成18年度)

病 院 名		所 在 地	
開 設 者		病 床 数	一般 床、療養 床、精神 床、その他 床
担 当 者		連 絡 先	所属 TEL

1 整備内容 (○で囲んでください。)

(新築移転 改築 増築 改修)

※「改築」とは、従前の建物を取壊し、ほぼ同程度の建物を新築すること。

「改修」とは、模様替え及び内部改修工事のことで、建築面積等に変更はない。

2 計画年度及び事業費

(1) 計画

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計画の有無			
概算事業費			
予定工期	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日	

(2) その他 (いずれかを○で囲んでください。)

陰圧等空調整備を併せて行うか (行わない 単独で行う)

3 既存建物及び敷地の状況 (○で囲んでください。)

建物の状況 (自己所有 賃貸借 自己所有及び賃貸借 その他)

敷地の状況 (自己所有 借地 自己所有及び借地 その他)

※建物に賃貸借部分があれば補助対象とならない。

4 整備区域の築後経過年数

整備対象棟 _____ 棟 → 第1棟 築後 年
 第2棟 築後 年
 第3棟 築後 年

5 医療法人の持分 (開設者が医療法人の場合、どちらかを○で囲んでください。)

持分が (ある ない)

6 病床削減率 (10%以上削減のこと)

_____ % 整備対象区域現在病床数 _____ 床

整備対象区域整備後病床数 _____ 床

7 整備事業完成後の概要

1床ごとの病室面積 (内法面積) 最大 m² ～ 最小 m²1床あたりの病棟面積 (延床面積/病床数) 最大 m² ～ 最小 m²

8 計画の進捗状況について (どちらかを○で囲んでください。)

平面図・立面図 (有 無) 工事仕様書等 (有 無)

見積書 (有 無) 資金計画 (有 無)

補助金事業計画上の留意点（平成16年度）

1 施設整備

- ① 工事図面は、詳細設計であること。（変更の可能性が大きいものは不可）また、開設許可事項の変更許可申請等に添付する図面と一致していること。
- ② 事業計画を提出した後は、原則、計画の変更（事業費、図面などの変更）は自由にできない。建築指導等により変更が必要になる場合は、至急県の担当者に相談すること。（県担当者への連絡が遅い場合は、必要な変更もできない場合がある。）
- ③ 補助事業計画が国に採択されずに、補助金が付かない場合がある。
- ④ 国庫補助額が1億円以上の施設整備事業においては、請負その他契約を締結する場合は原則5社以上の競争入札を行うこと。
- ⑤ 補助額にかかわらず、入札結果を県に報告すること。
- ⑥ 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
- ⑦ 工事着工は、国からの補助事業としての採択内示以降。（概ね16年6月以降）
- ⑧ 平成16年度末までに必ず工事完了する工事であること。また、複数年工事であれば、当該年度末時点の施行予定進捗に必ず達する工事であること。
- ⑨ 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

（例）鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合	
建物…39年間	防壁…50年

- ⑩ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

2 設備整備

- ① 事業計画提出以降の設備予定設備の機種の変更等は、補助事業の目的、補助金額が変わる場合があるので、自由にできない。（県の担当者に必ず相談のこと。）
- ② 補助事業計画が国に採択されずに、補助金が付かない場合がある。
- ③ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体の場合は30万円）以上の機械及び器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

（例）血液透析機器…7年間 レントゲン（移動式等を除く）…6年間

- ④ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。